

宇情審答申第30号

平成28年10月3日

宇治市議会議長 石田 正博 様

宇治市情報公開審査会

会長 橋本 佳幸

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年9月7日付け、28宇議会第373号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書公開決定（公開請求に係る公文書の内容：片岡市議が文教福祉常任委員会委員長として参加した行政視察で、各参加者が受領した費用弁償計算書類及び受領書類①議会事務局②会計室にかかるもの）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結論

議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が、平成 25 年度文教福祉常任委員会行政視察（以下「行政視察」という。）における視察行程中の交通費、宿泊費、食事代等について受領した領収書類及びそれらの金額を計算して作成した帳簿類は公文書であるので、宇治市議会議長（以下「実施機関」という。）は改めて公文書を特定し、公開決定等をするべきである。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成 28 年 5 月 27 日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「1. 片岡市議が文教福祉常任委員会委員長として参加した行政視察で、各参加者が受領した費用弁償計算書類及び受領書類 ①議会事務局②会計室にかかるもの（2. ～ 4. 略）」を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した（1. に係る請求を以下「本件請求」という。）。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 審査請求人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は本件請求に該当する公文書を「1. ①行政視察計画書（一部）②行政視察に関する支出命令書、精算報告書兼支出命令書」（以下「本件文書」という。）であると特定した。

3 実施機関の決定及び審査請求人への通知

平成 28 年 6 月 3 日、実施機関は条例第 11 条第 1 項の規定により、公文書公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 審査請求

平成 28 年 7 月 21 日、審査請求人は、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第 11 条第 1 項の規定による公文書の公開決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求人が行政視察に参加した際、行政視察に対して支給された視察参加者の旅費（以下「旅費」という。）は、事務局職員が全額を一旦預かり、その中から視察行程中の交通費、宿泊費、食事代等を支払っていたため、実際に支払われた金額がいくらであったのか、差額が発生したのか等について事務局職員以外の視察参加者にはわからない。

(2) 視察終了後、審査請求人は旅費の余剰金を事務局職員から受け取っておらず、支給された旅費と実際に視察行程中に支払われた金額が全く同じであったとは考えられない。旅費の余剰金は実施機関が保管している筈である。

(3) 事務局職員が視察参加者の旅費を全額一旦預かり、その中から視察行程中の交通費、宿泊費、食事代等を支払っていることは、職務として行っているものである。そうであるならば、事務局職員は支払いの際に領収書類を受領している筈である。また、視察参加者への余剰金の返金のため、その領収書類を用いて計算した帳簿類を作成している筈である。したがって、実施機関は本件文書とは別に、請求内容に該当する公文書として作成した帳簿類及び受領した領収書類（以下「帳簿類等」という。）を特定し、公開をすべきである。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 行政視察に関して、視察行程を円滑及び効率的なものとするため、事務局職員が視察参加者の旅費を全額一旦預かり、その中から交通費、宿泊費、食事代等を支払っている。審査請求人は、「旅費の余剰金を事務局職員から受け取っていない。」と主張するが、視察終了後、余剰金を視察参加者それぞれに返金している。
- (2) 審査請求人は、「帳簿類等を請求内容に該当する公文書として特定し、公開をすべきである。」と主張するが、地方財務実務提要によれば、「旅行命令通りの旅行を行えば、定額主義の原則により精算額は零となる。」及び「当該旅費が概算払いで支出され精算の結果返納事由が生じた場合以外は、節約により余剰金がでて、当該旅費受領者のものとなり、返納すべき性質のものではない。」とされており、実施機関においても同じ取扱いをしている。したがって、本件文書の②を作成する際に、領収書類は添付する必要がないため、本件文書の②のみを特定した。
- (3) 審査請求人は、「事務局職員が視察参加者の旅費を全額一旦預かり、その中から視察行程中の交通費、宿泊費、食事代等を支払っていることは、職務として行っているものであり、帳簿類等は公文書である。」と主張するが、帳簿類等は、事務局職員の担当者が視察参加者への余剰金返金の計算の際に使用するメモ程度のものであり、組織的に用いるものではないことから、条例第2条第1号に規定されている公文書には該当しないと考えている。

また、作成及び受領した文書等については確認後に廃棄しているため、該当する文書は存在しておらず、実施機関において保有していない。

第5 当審査会の判断

本件事案は、公文書の全部を公開するという公文書公開決定に対する審査請求であるが、実施機関が本件請求に該当する公文書として特定を行った文書には、審査請求人が公開を求めている帳簿類等が含まれていない。当審査会は、本件決定には帳簿類等の非公開決定が内包されており、また、審査請求人の審査請求は、その非公開決定を不服とするものであると解し、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、実施機関が特定した公文書の妥当性及び帳簿類等の性質について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件決定に係る公文書の特定及び帳簿類等の公文書性について

本件決定に係る公文書の特定について、実施機関に対して質疑を行ったところ、実施機関は行政視察に係る旅費の精算報告のために作成した公文書には領収書類の添付をすることがないことから、帳簿類等は対象公文書に含めずに本件決定を行った、とのことであった。また、実施機関によると、帳簿類等は事務局職員の担当者が余剰金返金の計算の際に使用するメモ程度のものであり、組織的に用いるものではないこと

から、公文書には該当しないと考えて本件決定を行った、とのことであった。

しかし、事務局職員が、随行業務の一環として、視察参加者の旅費を全額一旦預かり、支払いをまとめて行っていたのであれば、帳簿類等は職務上作成し、又は取得したものであるといえる。

また、帳簿類等の取扱いについて実施機関に対して質疑を行ったところ、視察終了後に余剰金を返金する前には視察委員会の委員長の確認を経ることになっている、とのことであったため、帳簿類等は組織的に用いるものと認められる。

したがって、帳簿類等には職務性及び組織共用性が認められ、公文書に該当することから、実施機関は、帳簿類等が公文書でないという誤った認識のもとに本件請求に係る公文書を特定した疑いが残るため、改めて公文書の特定及び公開決定等を行うべきである。

2 付言

なお、本件について当審査会として以下の意見を付け加える。

前記のとおり、行政視察において、事務局職員が視察参加者の旅費を全額一旦預かり、視察行程中の交通費、宿泊費、食事代等の支払いを行っているのであれば、金銭を適正に管理する観点から、また、説明責任の観点からも、帳簿類等は公文書として適切に管理することが必要である。

公文書の作成、管理は、市政を円滑に継続、実施していくうえで当然要請されることであるとともに、条例に基づき公文書の公開を請求する市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務が全うされるためにも、情報公開制度の根幹にかかわる問題といえる。

本件においては、実施機関は帳簿類等の公文書該当性を適正に認識していなかったものであり、今後の改善が強く望まれる。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年月日	経 過
平成28年 5月27日	公文書公開請求
平成28年 6月 3日	公文書公開決定
平成28年 7月21日	公文書公開決定に対する審査請求
平成28年 9月 7日	情報公開審査会諮問（平成28年度第4回審査会）
	審査請求人から意見聴取（平成28年度第4回審査会）
	実施機関から意見書收受（平成28年度第4回審査会）
	実施機関から意見聴取（平成28年度第4回審査会）
	審議（平成28年度第4回審査会）
平成28年 9月26日	審議（平成28年度第5回審査会）
平成28年10月 3日	答申